

新居浜工業高等専門学校学寮給食業務、学生食堂及び売店業務委託に関する公募要領

1 事業名

新居浜工業高等専門学校学寮給食業務、学生食堂及び売店業務委託

2 事業の趣旨

本校の学生寮に生活する学生に対し、栄養バランスのとれた質が高く、家庭的な食事を安全に提供するため、また、昼食等を持参していない学生、教職員等が利用する学生食堂において、栄養バランスのとれた質の高い食事を安全に提供するため、専門的知識及び技術を有する事業者による業務委託とする。

また、学生生活に必要な文具類、生活用品のほか、食料品や各種サービスを適切な価格で学生等に提供するため、売店業務を事業者による業務委託とし、本校における福利厚生を充実させる。

3 事業の内容

(1) 学寮給食業務（朝、昼、夕の3食）

(2) 学生食堂業務（昼食）

(3) 売店業務

(注) 上記(1)～(3)すべての業務を受託することを条件とする。

4 事業の期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

ただし、事業期間満了から4か月以上前に受託者から契約更新の申し出があり、本校が業務を審査し、良好で適格であると判断した場合には1年毎に更新できるものとする。その場合の延長期間は最長で令和7年3月31日までとする。

5 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第41号）第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。

(2) 国の競争参加資格（全省庁統一規格）において、令和元年度に四国地区の「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされている者であること。

(3) 契約担当役から取引停止措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 他高専、大学等の教育機関において同等規模又はそれ以上の実績があること。

(5) 飲食店の営業許可を受けていること。

(6) 次に掲げる法人等は、企画競争に参加することができない。

① 役員等に、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がいる法人等

② 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等

③ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等

④ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等

⑤ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

⑥役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどをしている法人等

6 参加表明書の提出

(1) 本企画競争に参加を希望する者は、下記の7 (1) へ参加表明書を提出すること。

(2) 提出期限

令和2年1月14日(火) 17時00分

7 企画提案書の提出方法等

(1) 企画提案書の提出場所、企画競争の内容を示す場所及びに問合せ先

〒792-8580 愛媛県新居浜市八雲町7番1号

新居浜工業高等専門学校 総務課契約係

TEL 0897-37-7717

FAX 0897-37-7843

E-mail keiya-c@off.niihama-nct.ac.jp

(2) 企画提案書の提出方法

①提出方法

紙媒体を11部と電子媒体を送付又は持参すること。

○送付する場合

- ・簡易書留又は宅配便で送付すること。
- ・提案書類は、紙媒体及び下記②で示す電子媒体。
- ・受領通知は、事務連絡先に送付する。

○持参する場合

- ・受付時間：平日8時30分から17時00分（12時15分から13時00分を除く）
- ・提案書類は、紙媒体及び下記②で示す電子媒体。
- ・受領通知は、事務連絡先に送付する。

②電子媒体

- ・ファイル形式は、原則としてWord, Excel, PowerPoint又はPDFとし、CD-R, USBメモリ等で提出すること。

③その他

- ・企画提案書に関する事務連絡先(照会先)を明記すること。
- ・企画提案書は、日本語及び日本国通貨単位で表記すること。
- ・企画提案書は、本要領、仕様書、業務実施細目及び審査基準を熟覧の上、作成すること。また、当該要領等に疑義がある場合は、前記7 (1) に掲げる問合せ先に説明を求めることができる。

(3) 提出書類

① 企画提案書

- ・用紙の大きさは、フロー及び図を除きA4縦判、横書きとする。
- ・使用する文字の大きさは、10.5ポイント以上とする。
(ただし、フロー及び図に使用する際は、この限りではない。)
- ・企画提案書表紙には必ず所定の表紙(別紙1)を使用し、次頁に目次(様式任意)

を付すこと。

- ・企画提案書記載上の留意事項(別紙2)により作成すること。
- ・企画提案書記載上の留意事項8.企画提案書内容で示す内容を各項目に分けて明瞭に記載すること。
- ・記載事項の該当項目がない，又は記載を希望しない場合は，その旨を明記すること。

②その他添付書類（提出書類一覧 別紙3）

(4) 企画提案書の無効

企画提案書で次の各号の一に該当するものは，これを無効とする。

- ① 公告及び本要領に示した参加資格のない者の提出したもの
- ② 下記7（5）の提出期限までに企画提案書が本校に到着しなかったもの
- ③ 虚偽の内容が記載されている提案書
- ④ その他提案に関する条件に違反したもの

(5) 企画提案書の提出期限

提出期限：令和2年1月14日（火）17時00分必着

(6) その他

企画提案書等の作成費用については，選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。また，提出された企画提案書等については返却しない。

8 説明会の開催日時及び開催場所

開催日時：令和元年12月24日（火）14時00分

開催場所：新居浜工業高等専門学校 第一会議室（管理・電気情報工学科棟3階）

9 選定方法等

(1) 選定方法

提案された企画提案書について，書類審査を行ったのちプレゼンテーションによる審査を行い，評価項目の総合得点が最も高かった企画提案者を業務託事業者として選定する。

(2) 審査基準

別途定めた審査基準のとおり

(3) 選定結果の通知

選定終了後，7日以内に全ての提案者に選定結果を通知する。

10 契約締結

選定の結果，契約予定者と企画提案書を基に契約条件を調整するものとする。

なお，契約条件が合致しない場合には，契約締結を行わない場合がある。

11 スケジュール（予定）

- (1) 公募開始 : 令和元年12月10日（火）
- (2) 業務内容等説明会 : 令和元年12月24日（火）14時00分
- (3) 参加表明書及び企画提案書等書類提出期限 : 令和2年1月14日（火）17時00分（必着）
- (4) プレゼンテーション : 令和2年1月23日（木）14時00分

- (5) 審査 : 令和2年1月30日(木)
(6) 契約締結 : 令和2年2月上旬

1.2 その他

事業実施に当たっては、誠心誠意をもって業務を遂行するものとし、別に定める仕様書、契約書及び企画提案書を遵守すること。

新居浜工業高等専門学校学寮給食業務，学生食堂及び売店業務
委託契約受託事業者選定企画提案書

令和 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

担当者氏名

電話番号

FAX番号

E-mail

以下様式任意

企画提案書記載上の留意事項

新居浜工業高等専門学校学寮給食業務，学生食堂及び売店業務委託
に関する業務企画提案書様式等について

1. 書式： A4縦判，横書き（フロー図及び図は除く。）
2. 総ページ数： 制限なし（下部中央にページ番号を付すこと。表紙と目次は除く。）
3. レイアウト： 所定の表紙の次に目次（任意様式）を付すこと。
使用する文字サイズは10.5ポイント以上にする事。
(ただし，フロー及び図に使用する際は，この限りではない。)
4. 部数： 11部
5. 表紙に下記事項を記載等すること。
 - ・ 新居浜工業高等専門学校学寮給食業務，学生食堂及び売店業務委託契約受託事業者
選定企画提案書
 - ・ 提案日
 - ・ 貴社の住所，商号又は名称，代表者氏名，代表者印
 - ・ 担当者氏名，電話番号，FAX番号，e-mail
6. 企画提案書は日本語及び日本国通貨で記載するものとし作成等に係る費用については，選定結果に拘らず全て企画提案者の負担とする。また，提出された企画提案書等については返却しない。なお，企画提案書の内容について追加説明を求められた場合は，企画提案者の責任により対応すること。
7. 企画書提案書提出期限：令和2年1月14日（火）17時00分必着
8. 企画書提案内容：企画提案書には，次の内容を各項目に分けて明瞭に記載すること。
 - (1) 共通事項（90点/250点）
 - ① 基本的な考え方（10点/250点）
 - ・ 教育機関における，給食業務等であることに対する基本的な考え方は妥当か。
 - ・ 決められた施設や設備を使って決められた場所，日時，時間に食事が提供可能か。
 - ② 食材の安全確保と安定供給（10点/250点）
 - ・ 食材の安全性，供給の安定性を確保できる体制が整備されているか。
 - ・ 主な食材の供給体制が整っているか。
 - ③ 食材の衛生管理（15点/250点）
 - ・ 食材の衛生管理についての取組状況等は妥当か。
 - ④ 従業員の管理（15点/250点）
 - ・ 各事業実施に必要な人員及び組織体制が整っているか。
 - ・ 現場責任者と委託担当職員との密な連携が可能か。
 - ・ 従業員の健康管理方法（健康診断等含む）が妥当か。
 - ⑤ 厨房・食堂・売店の安全管理（5点/250点）
 - ・ 厨房，食堂，売店の安全管理体制が整っているか。
 - ⑥ 厨房・食堂・売店の衛生管理（10点/250点）
 - ・ 厨房，食堂，売店の衛生管理体制が整っているか。
 - ・ 残飯，残菜の処分方法が妥当か。
 - ⑦ 事故発生時の対応（15点/250点）
 - ・ 食中毒，事故，地震等の災害が発生した場合の対応マニュアルが整っているか。

- ・ 利用者への保険加入等による具体的な補償体制が整っているか。
 - ・ 安定的な業務を継続するため、業務継続に支障が生じた場合等の対応策や予防策が整っているか。
- ⑧ 地元食材の活用 (10点/250点)
- ・ 愛媛県産の食材を積極的に活用する等、地産地消を推進するための取組があるか。
- (2) 学寮給食業務に関する事項 (65点/250点)
- ① 工夫及び提案等 (20点/250点)
- ・ 利用者には年齢差, 男女の別及び運動量等により食事摂取量等に差があるが, どのような工夫ができるか。
 - ・ 利用者の嗜好を尊重し, 意見を献立に反映させるため, どのような方策がとれるか。
 - ・ 通常の給食費内で次の食事について, 具体的にどのような献立を提供できるか。
 - ア 食事制限, 病人の疾病に応じた食事を提供する。
 - イ 研修旅行等のときに弁当を持たせる。
 - ウ 朝食時にはご飯とパンを提供する。
 - ・ 通常の給食費内でどのような「朝食バイキング」, 「昼食特別食」及び「夕食特別食」の提供が可能か。
- ② 献立作成基準 (15点/250点)
- ・ 献立を決める時の考え方(基準)が妥当か。
 - ・ 栄養, 種類等が偏ったものにならないように, どのような工夫ができるか。
 - ・ 利用者に給食を提供するため, どのような工夫ができるか。
- ③ 献立表の例示 (20点/250点)
- ・ 献立の内容は妥当か。(仕様書の条件を考慮して1か月分の献立表、朝食、昼食、夕食を提示。)
 - ・ 季節にあわせた給食の提供が可能か。
 - ・ 原則として, 献立は主食, 主菜, 副菜等で構成しているか。
 - ・ 同じ献立を繰り返さないように工夫できるか。
- ④ 災害発生時に備えた対策 (10点/250点)
- ・ 災害発生時に寮生の食事を確保するための備蓄等の計画があるか。
- (3) 学生食堂業務に関する事項 (50点/250点)
- ① 献立作成基準 (15点/250点)
- ・ 献立を決める時の考え方(基準)が妥当かどうか。
 - ・ 栄養, 種類等が偏ったものにならないように, どのような工夫ができるか。
 - ・ 利用者に昼食を提供するため, どのような工夫ができるか。
- ② メニューの提供について (10点/250点)
- ・ 委託者が仕様書に提示したメニューが提供可能か。
 - ・ 委託者が提示したメニュー以外にも提供可能か。
- ③ 献立表の例示 (20点/250点)
- ・ 献立の内容は妥当か。(仕様書の条件を考慮して1か月分の日替定食の献立表を提示。)
 - ・ 季節にあわせた日替定食の提供が可能か。
 - ・ 原則として, 献立は主食, 主菜, 副菜, 汁等で構成しているか。
 - ・ 同じ献立を繰り返さないように工夫できるか。

- ④ 利用者確保策について (5点/250点)
 - ・ 利用者数を増やすためにどのような工夫ができるか。
- (4) 売店業務に関する事項 (25点/250点)
 - ① 業務内容について (20点/250点)
 - ・ 業務を行うにあたり、どのような工夫や改善を行えるか。
 - ・ 業務内容及び取扱品目は妥当か。(業務内容及び取扱品目を提示。)
 - ・ 委託者が仕様書に提示した業務及び品目について、全て取り扱えるか。
 - ・ 提示した品目以外のものについて、委託者が取扱いの相談を行った場合、対応可能か。
 - ② 利用者確保策について (5点/250点)
 - ・ 利用者数を増やすためにどのような工夫ができるか。
- (5) 自動販売機設置に関する事項 (20点/250点)
 - ① 管理体制について (10点/250点)
 - ・ 自動販売機に設置する空き缶等の回収時期・方法が妥当か。
 - ・ 故障時等のクレーム対応が妥当か。
 - ② 災害時について (5点/250点)
 - ・ 災害時において飲料を無料で提供することができる災害時対応型自動販売機の使用方法が妥当か。
 - ③ 販売金額について (5点/250点)
 - ・ 販売金額が妥当か。(販売金額の提示。)

提出書類一覧

- 1 令和元年度の国の競争参加資格(全省庁統一資格)の資格審査結果通知書の写し・1部
- 2 競争参加資格に関する誓約書(別紙3-1)・・・・・・・・・・・・・・・・1部
- 3 飲食店営業許可書等の写し・・・・・・・・・・・・・・・・1部
- 4 実施体制
 - (1) 業務履行の誓約書(別紙3-2)・・・・・・・・・・・・・・・・1部
 - (2) 実施体制及び人員数を明らかにした書類(例1)・・・・・・・・1部
 - (3) 作業従事者名簿(予定)・・・・・・・・・・・・・・・・1部
 - (4) 障害発生時の連絡体制(緊急連絡時体制表)(例2)・・・・・・・・1部
 現場→作業従事者→現場責任者→営業所等間の連絡体制図(電話番号を記入)
 ＊不測の事態が発生した場合も考慮すること。
- 5 実績表
 - (1) 過去5年間の国立高等専門学校・国立大学等文部科学省関連各機関における実績
 ・・・・・・・・・・・・・・・・1部
- 6 安全衛生
 - (1) 過去2年間の食中毒事故の有無・・・・・・・・・・・・・・・・1部
 - (2) 作業従事者(予定)の研修の実施・・・・・・・・・・・・・・・・1部
- 7 会社概要等
 - (1) 会社概要・・・・・・・・・・・・・・・・11部
 - (2) 会社組織図及び体制図・・・・・・・・・・・・・・・・11部
 - (3) 営業略歴及び実績表・・・・・・・・・・・・・・・・11部

提出期限：令和2年1月14日(火)17:00

競争参加資格に関する誓約書

新居浜工業高等専門学校
契約担当役 事務部長 近田 安晋 殿

住所
申請者 商号又は名称
代表者 印

↑注:代理委任されている場合は代理人名になります(要削除)

申請者は、令和元年12月10日付けで公募のあった「新居浜工業高等専門学校学寮給食業務、学生食堂及び売店業務委託」の企画競争に参加するものに必要な下記の資格を有していることを誓約します。

1. 独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第4条の規定に該当しない者であること。
2. 独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第5条に規定される次の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後3年を経過していない者(これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。)は、競争に参加する資格を有さない。
 - (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合したとき
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
 - (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき
 - (6) この項(この号を除く。)の規定により、一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき
3. 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

令和 年 月 日

新居浜工業高等専門学校 殿

住 所

会 社 名

代表者名

印

誓 約 書

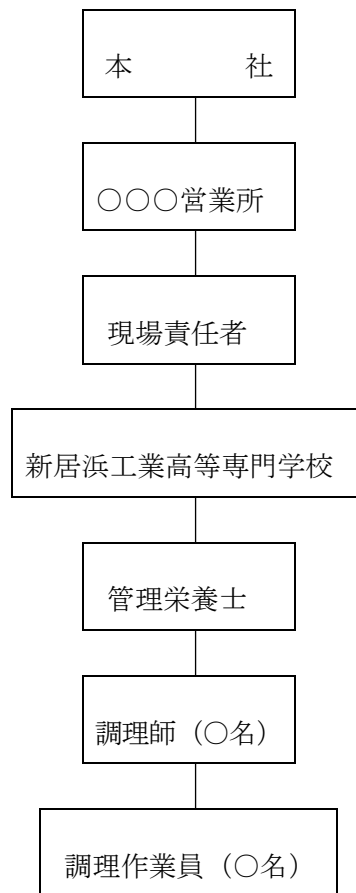
「新居浜工業高等専門学校学寮給食業務，学生食堂及び売店業務委託」について，独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則に従い，公募要領及び仕様書を熟知の上，責任をもって委託業務を履行することを誓約いたします。

(例1)

新居浜工業高等専門学校 御中

会社名
代表者名

実施体制図



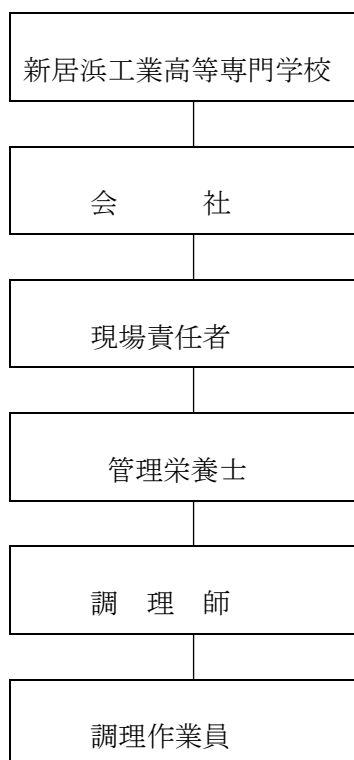
*現場責任者，管理栄養士は氏名を記載すること。

(例2)

新居浜工業高等専門学校 御中

会社名
代表者名

緊急連絡時体制表



* 役職，氏名，電話番号を記載すること。